【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年６月19日
【会社名】	株式会社ミスミグループ本社
【英訳名】	MISUMI Group Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長　三 枝　匡
【本店の所在の場所】	東京都江東区東陽二丁目４番43号

(注)　平成24年９月から本店を下記に移転する予定であります。
　　本店の所在の場所　　東京都文京区後楽二丁目５番１号 住友不動産飯田橋ファーストビル

【電話番号】	03－3647－7112(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 真 田 佳 幸
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区東陽二丁目４番43号
【電話番号】	03－3647－7124
【事務連絡者氏名】	常務取締役 真 田 佳 幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1【提出理由】

平成24年６月18日の第50回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成24年６月18日

(2) 決議事項の内容

第１号議案　剰余金の配当の件

イ　株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式　１株につき13円　　総額1,160,839,615円

ロ　効力発生日

平成24年６月19日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社は、社員数増加への対応および業務効率化のため、東京都文京区に本社事務所を移転する予定であり、これに伴い、現行定款第３条（本店の所在地）を変更するものであります。また、当該規定の効力発生日に関する附則を設けるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変　更　案
第１条～第２条（条文省略）	第１条～第２条（現行どおり）
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第３条 当会社は、本店を東京都<u>江東区</u>におく。	第３条 当会社は、本店を東京都<u>文京区</u>におく。
第４条～第43条（条文省略）	第４条～第43条（現行どおり）
（新設）	<u>附則</u> <u>第３条の規定の変更は、平成24年９月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、本店移転の効力発生日の経過後これを削除する。</u>

第３号議案 取締役８名選任の件

三枝匡、高家正行、江口正彦、大野龍隆、池口徳也、真田佳幸、吹野博志および沼上幹を取締役に選任するものであります。

第４号議案 監査役１名選任の件

平井秀忠を監査役に選任するものであります。

第５号議案 取締役に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

社外取締役を除く取締役６名に新株予約権を付与するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果および賛成割合(%)
第１号議案 剰余金の配当の件	786,795	1,147	2,675	(注) 1	可決　(97.88%)
第２号議案 定款一部変更の件	787,933	41	2,643	(注) 2	可決　(98.03%)
第３号議案 取締役８名選任の件				(注) 3	
三 枝　匡	781,336	6,634	2,643		可決　(97.21%)
高 家 正 行	781,010	6,960	2,643		可決　(97.16%)
江 口 正 彦	781,247	5,826	3,540		可決　(97.19%)
大 野 龍 隆	781,247	5,826	3,540		可決　(97.19%)
池 口 徳 也	781,289	5,784	3,540		可決　(97.20%)
真 田 佳 幸	781,291	5,782	3,540		可決　(97.20%)
吹 野 博 志	779,864	8,106	2,643		可決　(97.02%)
沼 上　幹	783,279	4,691	2,643		可決　(97.45%)
第４号議案 監査役１名選任の件	787,886	88	2,643	(注) 3	可決　(98.02%)
第５号議案 取締役に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件	772,964	14,113	3,540	(注) 2	可決　(96.16%)

(注) 1　出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2　議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
3　議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分並びに当日出席の役員およびその他一部株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。